

和歌山工業高等専門学校進路対策委員会規則

制定 平成15年 4月 1日
最近改正 令和 7年12月17日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、和歌山工業高等専門学校進路対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 学生の求職調査に関すること。
- 二 学生の就職先の開拓に関すること。
- 三 学生の就職あっせん、就職指導に関すること。
- 四 学生の進学指導に関すること。
- 五 学生の受入れ大学等の調査に関すること。
- 六 その他学生の就職、進学に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事及び学生主事
- 二 専攻科長
- 三 学級担任
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 前項第三号の委員は、議事に応じて招集する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、教務主事がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校進路指導委員会規則（平成5年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。